

観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

観音寺市教育委員会

教育長 十河 聖司

観音寺市教育委員会規則第6号

観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年観音寺市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2音響映像設備の項中

「

|             |    |      |
|-------------|----|------|
| ワイヤレスマイクロホン | 1本 | 500円 |
|-------------|----|------|

」を

「

|             |    |        |
|-------------|----|--------|
| ワイヤレスマイクロホン | 1本 | 1,500円 |
|-------------|----|--------|

」に、

「

|         |    |      |  |
|---------|----|------|--|
| MDプレイヤー | 1台 | 500円 |  |
|---------|----|------|--|

」を

「

|            |    |        |  |
|------------|----|--------|--|
| MDプレイヤー    | 1台 | 500円   |  |
| プロジェクター高輝度 | 1式 | 3,040円 |  |

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金につ

いて適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。